

## 加古川市妊婦歯科健康診査事業実施要綱

平成 29 年 3 月 31 日  
こども部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、妊婦に対し歯科健康診査（以下「歯科健診」という。）を実施することにより、妊婦の口腔衛生の状態を健全に保ち、胎児の健全な発育を図るとともに、妊婦及び生まれてくる子の予防歯科への意識を高め、口腔衛生の向上に寄与することを目的とする。

(歯科健診の対象者)

第 2 条 歯科健診の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する妊婦とする。

(協力医療機関)

第 3 条 歯科健診は、一般社団法人播磨歯科医師会に加入する医療機関のうち、歯科健診を行うことについて承諾した医療機関（以下「協力医療機関」という。）において行う。

(歯科健診の内容)

第 4 条 歯科健診の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 問診
- (2) 口腔診査
- (3) 健診結果説明、歯科相談及び口腔衛生指導

(受診券の交付)

第 5 条 市長は、対象者に加古川市妊婦歯科健康診査受診券（様式第 1 号。以下「受診券」という。）を交付するものとする。

(受診回数、受診券の有効期間)

第 6 条 対象者が受診することができる歯科健診は、1 回の妊娠につき 1 回とする。

2 受診券の有効期間は、交付の日から出産の日までとする。

(受診方法)

第 7 条 対象者は、歯科健診を受診する場合は受診券及び母子健康手帳を協力医療機関に提出しなければならない。

2 協力医療機関は、歯科検診を歯周病・妊婦・後期高齢者歯科健（検）診票（様式第 2 号）を用いて実施しなければならない。

(自己負担額)

第 8 条 歯科健診を受診する者は、これに要する費用のうち 500 円を負担しなければならない。

(医療行為の禁止)

第 9 条 協力医療機関は、歯科検診を受診する者に対し、歯科健診当日は、原則として医療行為を行わないものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。